

- 1 . 件名 : 福島第一原子力発電所 1 ~ 4 号機取水口内北側 (東波除堤北側) 海水採取地点の移動に係る面談
- 2 . 日時 : 令和 3 年 1 月 8 日 (金) 1 7 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5
- 3 . 場所 : 原子力規制庁 1 8 階会議室
- 4 . 出席者 :
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、高松専門職
東京電力ホールディングス株式会社 (テレビ会議システムによる出席)
福島第一廃炉推進カンパニー 担当 2 名
- 5 . 要旨 :
 - 東京電力ホールディングス株式会社 (以下「東京電力」という。) より、福島第一原子力発電所 1 ~ 4 号機取水口内北側 (東波除堤北側) 海水採取地点の移動について、資料に基づき主に以下の報告があった。
 - 東波除堤透過工事において、現在の海水採取地点が干渉することから、現在の測定地点から北へ 2 5 m 移動させること。
 - 過去においても測定地点の移動を行っているが、測定結果には影響がないこと。
 - メガフロート工事により、測定点を廃止した箇所があること。
 - 原子力規制庁は、東京電力に対して上記内容を確認し、以下のコメントを行った。
 - 海水の採取地点は実施計画に定められているものの、詳細な測定地点については実施計画の認可事項ではないと考えるが、測定地点の変更については測定を廃止している地点も含めて、今後は記載の適正化をもれなく行うこと。
- 6 . その他
資料 :
1 ~ 4 号機取水口内北側 (東波除堤北側) 海水採取地点の移動について

以上